

生衛第1133号
令和2年3月24日

各保健所長 殿

保健福祉部長
(公印省略)

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正について

このことについて、別添のとおり一部改正し、令和2年3月24日付け、県公報に掲載しましたので通知します。

本改正については、3月24日に公布され、4月1日から施行されますので、関係業者への周知・指導について、よろしく申し上げます。

なお、岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合及び岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合には、別添写しのとおり通知済であることを申し添えます。

記

1 改正の背景

令和元年9月19日付けで、厚生労働省により示された公衆浴場等における衛生等管理要領（「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」）が改正されたことから、これらの入浴設備の衛生措置等に関する基準について見直しを行ったものである。

なお、構造等に係る基準については、来年度以降に既施設の実態調査を行った上で、改正等について検討する。

2 主な改正内容（公衆浴場及び旅館共通）

(1) 衛生措置

- ・浴槽、循環配管及びろ過装置等におけるレジオネラ属菌の増殖及びバイオフィルムの形成を抑制するために、循環式浴槽に湯水があるときは、ろ過装置及び消毒装置を常に作動させることとした。

(2) 水質基準項目

- ・浴槽水の消毒を結合塩素のモノクロラミンにより行う場合の、浴槽水中の残留塩素濃度について、規定を追加した。
- ・浴槽水の消毒を塩素系消毒剤で行う場合の、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について、従来の「0.2～0.4mg/L以上」から「0.4mg/L以上」に変更した。
- ・原水及び浴槽水中の有機物の指標として、従来の過マンガン酸カリウム消費量に加え、新たな選択肢として全有機炭素（TOC）により確認する場合の基準を追加した。
- ・原水の水質基準として、「大腸菌群」が検出されないこととしていたものを「大腸菌」が検出されないことに変更した。

(3) その他

- ・用語の定義の追加、文言の整理等を行った。

3 水質等に関する基準の検査方法は次表のとおりとする。

(1) 原水の水質の検査方法

色度	「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する方法	
濁度	同上	
水素イオン濃度指数（pH値）	同上	
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
	全有機炭素量	「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する方法
大腸菌	同上	
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法（※）	

(2) 浴槽水の水質の検査方法

濁度	原水検査法と同じ
有機物等	原水検査法と同じ
大腸菌群	「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	原水検査法と同じ

(※) レジオネラ属菌の具体的な検査方法については、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」（令和元年9月19日薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を参照すること。

4 施行日

令和2年4月1日

5 県公報URL

<https://www.pref.okayama.jp/site/534/>

公衆浴場法施行条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三略</p> <p>四 原水等 原水（原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。以下この号及び第七号において同じ。）の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。）、原湯及び洗い場の給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。</p> <p>五 ろ過装置 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。</p> <p>六 循環式浴槽 湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。</p> <p>七 貯湯槽 原湯等（原湯又は循環ろ過した浴槽水をいう。第四条第二号ホ及びカにおいて同じ。）を貯留する槽をいう。</p> <p>（一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準）</p> <p>第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 構造設備に関する基準</p> <p>イ 三略</p> <p>又 浴室の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。</p> <p>ル 三略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三略</p> <p>四 原水 原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。第四条第二号ホ及びブにおいて同じ。）の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。</p> <p>（一般公衆浴場の構造設備及び衛生措置に関する基準）</p> <p>第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 構造設備に関する基準</p> <p>イ 三略</p> <p>又 浴室の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。</p> <p>ル 三略</p>

カ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、ヘアキャッチャー（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ヨ 略

ソ サウナ室又はサウナ設備を設けるときは、次のとおりとする。

(1) 略

(2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるよう適当な勾配を設け

、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

(3)・(4) 略

ツ・ネ 略

二 衛生措置に関する基準

イ 略

ニ 浴槽水は、毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。

ホ 浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に原湯等を供給することにより清浄に保つこと。

ヘ 循環式浴槽は、浴槽水があるときは、ろ過装置及び消毒装置を常に作動させること。

ト 打たせ湯及びシャワーに使用する湯水は、循環ろ過した浴槽水を使用しないこと。

チ 略

ル 原水等及び浴槽水の水質検査は、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。ただし、原水等については、当該原水等に水道水等（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項

カ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、ヘアキャッチャー、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ヨ 略

ソ サウナ室又はサウナ設備を設けるときは、次のとおりとする。

(1) 略

(2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるよう適当な勾配を設

け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

(3)・(4) 略

ツ・ネ 略

二 衛生措置に関する基準

イ 略

ニ 浴槽水は、毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水（ホ及びヘにおいて「循環ろ過水」という。）については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。

ホ 浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

ヘ 打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は、循環ろ過水を使用しないこと。

ト 略

ル 原水及び浴槽水の水質検査は、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。ただし、原水については、当該原水に水道水等（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定

に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。第七条において同じ。）のみを使用している場合は、この限りでない。

ヲ 浴槽水の消毒に塩素系薬剤（モノクロラミンを除く。）を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常一リットル中に〇・四ミリグラム以上に保ち、かつ、最大でも一リットル中に一・〇ミリグラム以下となるよう努めるとともに、その記録を三年間保存すること。

ワ 浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は、浴槽水中のモノクロラミンの濃度を頻繁に測定し、当該濃度を一リットル中に三・〇ミリグラム以上に保つとともに、その記録を三年間保存すること。

カ 貯湯槽に貯留する原湯等の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上に保つなどレジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

コ 原水等又は浴槽水が第七条に規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。

ツ・ネ略

第六条 第二条第二号ニに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならぬ措置の基準は、次のとおりとする。

一 略

二 衛生措置に関する基準

イ 浴槽水は、使用の都度取り替えること。

ロ・ハ略

ニ 第四条第二号イ、ロ、カ及びソからネまでに掲げる基準によること。

する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。第七条において同じ。）のみを使用している場合は、この限りでない。

ル 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常一リットル中に〇・二ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下に保ち、かつ、最大でも一リットル中に一・〇ミリグラム以下となるよう努めるとともに、その測定結果を三年間保存すること。

ヲ 貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上に保つなどレジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

タ 原水又は浴槽水が第七条に規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。

レ・ソ略

第六条 第二条第二号ニに掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならぬ措置の基準は、次のとおりとする。

一 略

二 衛生措置に関する基準

イ 浴槽水は、使用のつど取り替えること。

ロ・ハ略

ニ 第四条第二号イ、ロ、ヲ及びタからソまでに掲げる基準によること。

(水質等に関する基準)

第七条 原水等(水道水等のみを使用したものを除く。第一号において同じ。)及び浴槽水の水質の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、同号イからニまで並びに第二号イ及びロの基準の一部又は全部を緩和することができる。

一 原水等の水質

イ・ロ略

ハ 水素イオン濃度指数は、五・八以上八・六以下であること。

ニ 過マンガン酸カリウム消費量が一リットル中に十ミリグラム以下であること又は全有機炭素の量が一リットル中に三・〇ミリグラム以下であること。

ホ 大腸菌は、百ミリリットル中に検出されないこと。

ヘ 略

二 浴槽水の水質

イ 略

ロ 過マンガン酸カリウム消費量が一リットル中に二十五ミリグラム以下であること又は全有機炭素の量が一リットル中に八・〇ミリグラム以下であること。

ハ 大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)は、一ミリリットル中に一個以下であること。

ニ 略

(水質等に関する基準)

第七条 原水(水道水等のみを使用したものを除く。)及び浴槽水の水質の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、第一号のイからニまで並びに第二号のイ及びロの基準の一部又は全部を緩和することができる。

一 原水の水質

イ・ロ略

ハ 水素イオン濃度は、PH値五・八以上八・六以下であること。

ニ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。

ホ 大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。次号ハにおいて同じ。)は、五十ミリリットル中に検出されないこと。

ヘ 略

二 浴槽水の水質

イ 略

ロ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。

ハ 大腸菌群は、一ミリリットル中に一個以下であること。

ニ 略

新	旧
<p>（衛生措置等の基準）</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三略</p> <p>四 浴室の衛生措置等</p> <p>イ 客室に設けられた浴室の浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下この条及び第六条第一項第一号において同じ。）については客室の使用ごとに、宿泊者が共同して利用する浴室（以下この号において「共同浴室」という。）の浴槽水については毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。</p> <p>ロ 共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に原湯等（原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。チにおいて同じ。）又は循環ろ過した浴槽水をいう。ルにおいて同じ。）を供給することにより清浄に保つこと。</p> <p>ハ 循環式浴槽（湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。）は、浴槽水があるときは、ろ過装置（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下この号及び第六条第一項第一号ハにおいて同じ。）及び消毒装置を常に作動させること。</p> <p>ニ 打たせ湯及びシャワーに使用する湯水は、循環ろ過した浴槽水を使用しないこと。</p> <p>ホト略</p>	<p>（衛生措置等の基準）</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三略</p> <p>四 浴室の衛生措置等</p> <p>イ 客室に設けられた浴室の浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下この条及び第六条第一項第二号において同じ。）については客室の使用ごとに、宿泊者が共同して利用する浴室（以下この号において「共同浴室」という。）の浴槽水については毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水（ロ及びハにおいて「循環ろ過水」という。）については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。</p> <p>ロ 共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。ト及びリにおいて同じ。）を供給することにより清浄に保つこと。</p> <p>ハ 打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は、循環ろ過水を使用しないこと。</p> <p>ニト略</p>

チ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、原水等（原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。）、原湯及び洗い場の給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。以下この号において同じ。）及び浴槽水の水質検査を、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。ただし、原水等については、当該原水等に水道水等（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。ヨ）において同じ。）のみを使用している場合及び客室の浴槽水については当該浴槽水を使用ごとに完全に換水している場合は、この限りでない。

リ 共同浴室の浴槽水の消毒に塩素系薬剤（モノクロラミンを除く。）を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常一リットル中に〇・四ミリグラム以上に保ち、かつ、最大でも一リットル中に一・〇ミリグラム以下となるよう努めるとともに、その記録を三年間保存すること。

ヌ 共同浴室の浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は、浴槽水中のモノクロラミンの濃度を頻繁に測定し、当該濃度を一リットル中に三・〇ミリグラム以上に保つとともに、その記録を三年間保存すること。

ル 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下この号において同じ。）に貯留する原湯等の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上を保つなどレジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

ヲ 略

ワ 原水等又は浴槽水がヨ又はタに規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。

ト 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。以下この号において同じ。）及び浴槽水の水質検査を、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。ただし、原水については、当該原水に水道水等（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。ワ）において同じ。）のみを使用している場合及び客室の浴槽水については当該浴槽水を使用ごとに完全に換水している場合は、この限りでない。

チ 共同浴室の浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常一リットル中に〇・二ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下に保ち、かつ、最大でも一リットル中に一・〇ミリグラム以下となるよう努めるとともに、その測定結果を三年間保存すること。

リ 貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上を保つなどレジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

ヲ 略

ワ 原水等又は浴槽水がワ又はカに規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。

カ 略

ヨ 原水等（水道水等のみを使用したものを除く。）の水質は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、（一）から（四）までの基準の一部又は全部を緩和することができる。

（一）・（二）略

（三）水素イオン濃度指数は、五・八以上八・六以下であること。

（四）過マンガン酸カリウム消費量が一リットル中に十ミリグラム以下であること又は全有機炭素の量が一リットル中に三・〇ミリグラム以下であること。

（五）大腸菌は、百ミリリットル中に検出されないこと。

（六）略

タ 浴槽水の水質は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、（一）又は（二）の基準を緩和することができる。

（一）略

（二）過マンガン酸カリウム消費量が一リットル中に二十五ミリグラム以下であること又は全有機炭素の量が一リットル中に八・〇ミリグラム以下であること。

（三）大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、一ミリリットル中に一個以下であること。

（四）略

レ・ソ 略

（構造設備の基準）

第六条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下この条に

カ 略

ヨ 原水（水道水等のみを使用したものを除く。）の水質は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、（一）から（四）までの基準の一部又は全部を緩和することができる。

（一）・（二）略

（三）水素イオン濃度は、PH値五・八以上八・六以下であること。

（四）過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。

（五）大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）は、五十ミリリットル中に検出されないこと。

（六）略

カ 浴槽水の水質は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、（一）又は（二）の基準を緩和することができる。

（一）略

（二）過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。

（三）大腸菌群は、一ミリリットル中に一個以下であること。

（四）略

ヨ・タ 略

（構造設備の基準）

第六条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下この条に

において「政令」という。）第一条第一項第八号の規定により条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 浴室及びシャワー室（以下この条において「浴室等」という。）を設ける場合は、次に掲げる基準によること。

イ・ロ略

ハ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、ヘアキャッチャー（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ニ・ホ略

二・三略

2・3略

において「政令」という。）第一条第一項第八号の規定により条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 浴室及びシャワー室（以下この条において「浴室等」という。）を設ける場合は、次に掲げる基準によること。

イ・ロ略

ハ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、ヘアキャッチャー、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ニ・ホ略

二・三略

2・3略

岡山県公報

発行
岡山県

目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する額を定める条例
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例及び岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県ボランティア・NPO活動支援セ

消防保安課

統計分析課

総務学事課

健康推進課

人事課

〃

行政改革推進室

税務課

〃

税務課

警察本部

県民生活交通課

ンター条例の一部を改正する条例

- 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例

- 岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例

- 岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例

- 岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例

- 岡山県災害救助基金条例の一部を改正する条例

- 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

- 岡山県受動喫煙防止条例

- 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の

文化振興課

〃

スポーツ振興課

〃

保健福祉課

健康推進課

〃

生活衛生課

〃

医薬安全課

長寿社会課

生活衛生課

子ども未来課

2 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、同年十月一日から施行する。

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第十八号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第一条 公衆浴場法施行条例(昭和三十二年岡山県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「原水」を「原水等 原水」に、「第四条第二号ホ及びヲ」を「以下この号及び第七号」に、「注入される水をいう」を「注入される水をいう。）、原湯及び洗い場の給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう」に改め、同条に次の三号を加える。

五 ろ過装置 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。

六 循環式浴槽 湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。

七 貯湯槽 原湯等(原湯又は循環ろ過した浴槽水をいう。第四条第二号ホ及びカにおいて同じ。)を貯留する槽をいう。

第四条第一号ヌ中「こう配」を「勾配」に改め、同号カ中「、一時間」を「(浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。)、一時間」に改め、同号ソ(2)中「こう配」を「勾配」に改め、同条第二号ニただし書中「(ホ及びヘにおいて「循環ろ過水」という。)」を削り、同号ホ中「循環ろ過水又は原湯」を「原湯等」に改め、同号中ソをネとし、レをツとし、同号タ中「原水」を「原水等」に改め、同タを同号ソとし、同号中ヨをシとし、カをタとし、ヲをヨとし、同号ヲ中「原湯」を「原湯等」に改め、同ヲを同号カとし、同号ル中「塩素系薬剤」の下に「(モノクロラミンを除く。)」を加え、「〇・二ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下」を「〇・四ミリグラム以上」に、「測定結果」を「記録」に改め、同ルを同号ヲとし、同ヲの次に次のように加える。

ワ 浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は、浴槽水中のモノクロラミンの濃度を頻繁に測定し、当該濃度を一リットル中に二・〇ミリグラム以上に保つとともに、その記録を三年間保存すること。

第四条第二号ヌ中「原水」を「原水等」に改め、同ヌを同号ルとし、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、同号ヘ中「温湯等は、循環ろ過水」を「湯水は、循環ろ過した浴槽水」に改め、同ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 循環式浴槽は、浴槽水があるときは、ろ過装置及び消毒装置を常に作動させること。

第六条第二号イ中「つど」を「都度」に改め、同号ニ中「ヲ及びタからソ」を「カ及びソからネ」に改める。

第七条中「原水」を「原水等」に、「除く」を「除く。第一号において同じ」に改め、同条ただし書中「第一号の」を「同号」に、「第二号の」を「第二号」に改め、同条第一号中「原水」を「原水等」に改め、同号ハ中「水素イオン濃度は、PH値」を「水素イオン濃度指数は、」に改め、同号ニ中「は、一リットル」を「が一リットル」に、「である」を「であること又は全有機炭素の量が一リットル中に三・〇ミリグラム以下である」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 大腸菌は、百ミリリットル中に検出されないこと。

第七条第二号ロ中「は、一リットル」を「が一リットル」に、「である」を「であること又は全有機炭素の量が一リットル中に八・〇ミリグラム以下である」に改め、同号ハ中「は、一ミリリットル」を「(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)は、一ミリリットル」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第二条 旅館業法施行条例(昭和四十五年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号イ中「第六条第一項第二号」を「第六条第一項第一号」に改め、同イただし書中「(ロ及びハにおいて「循環ろ過水」という。)」を削り、同号ロ中「循環ろ過水又は」を「原湯等」に、「ト及びリ」を「チ」に、「同じ」を「同じ。又は循環ろ過した浴槽水をいう。ルにおいて同じ」に改め、同号中タをソとし、ヨをレとし、同号カ(ニ)中「は、一リットル」を「が一リットル」に、「である」を「であること又は全有機炭素の量が一リットル中に八・〇ミリグラム以下である」に改め、同カ(三)中「大腸菌群」の下に「(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)」を加え、同カを同号タとし、同号ワ中「原水」を「原水等」に改め、同ワ(三)中「水素イオン濃度は、PH値」を「水素イオン濃度指数は、」に改め、同ワ(四)中「は、一リットル」を「が一リットル」に、「である」を「であること又は全有機炭素の量が一リットル中に三・〇ミリグラム以下である」に改め、同ワ(五)を次のように改める。

(五) 大腸菌は、百ミリリットル中に検出されないこと。

第四条第四号中ワをヨとし、ヲをカとし、同号ル中「原水」を「原水等」に、「ワ又はカ」を「ヨ又はタ」に改め、同ルを同号ワとし、同号中ヌをヲとし、同号リ中「貯湯槽に」を「貯湯槽(原湯等を貯留する槽をいう。以下この号において同じ。)」に、「原湯」を「原湯等」に改め、同リを同号ルとし、同号チ中「塩素系薬剤」の下に「(モノクロラミンを除く。)」を加え、「〇・二ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下」を「〇・四ミリグラム以上」に、「測定結果」を「記録」に改め、同チを同号リとし、同リの次に次のように加える。

ヌ 共同浴室の浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は、浴槽水中のモノクロラミンの濃度を頻繁に測定し、当該濃度を一リットル中に三・〇ミリグラム以上に保つとともに、その記録を三年間保存すること。

第四条第四号ト中「原水」を「原水等（原水」に「以下この号において同じ。）及び」を「原湯及び洗い場の給水栓又は給湯栓から供給される湯水をいう。以下この号において同じ。）及び」に改め、同トただし書中「原水」を「原水等」に、「ワ」を「ヨ」に改め、同トを同号ナとし、同号中ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「温湯等は、循環ろ過水」を「湯水は、循環ろ過した浴槽水」に改め、同ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 循環式浴槽（湯水の使用量を抑制する目的で、浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。）は、浴槽水があるときは、ろ過装置（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下この号及び第六条第一項第一号ハにおいて同じ。）及び消毒装置を常に作動させること。

第六条第一項第一号ハ中「一時間」を「（浴槽水を再利用する際に浴槽水中の毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう）、一時間」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項中(12)を削り、(11)を(12)とし、同項(10)の次に次のように加える。

(11) 法第二十一条の五第二項の規定による動物の種類ごとの数等の届出の受理

別表第一の四十の項中(57)を(22)とし、(22)から(56)までを五ずつ繰り下げ、同項(21)中「第二十五条第一項から第三項」を「第二十五条第二項から第四項」に改め、同(21)を同項(25)とし、同(25)の次に次のように加える。

(26) 法第二十五条第五項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第一の四十の項(20)中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同(20)を同項(23)とし、同(23)の次に次のように加える。

(24) 第二十五条第一項の規定による指導及び助言



生衛第1133号
令和2年3月24日

岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長
岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長

殿

岡山県保健福祉部長



公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正について

このことについて、別添のとおり一部改正し、令和2年3月24日付け、県公報に掲載しましたので、御了知の上、貴組合関係者への周知についてお願いいたします。

なお、岡山市及び倉敷市内の施設については、各市の条例に規定される取扱いによりますので、ご留意ください。

記

1 改正の背景

令和元年9月19日付けで、厚生労働省により示された公衆浴場等における衛生等管理要領（「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」）が改正されたことから、これらの入浴設備の衛生措置等に関する基準について見直しを行ったものである。

なお、構造等に係る基準については、来年度以降に既施設の実態調査を行った上で、改正等について検討する。

2 主な改正内容（公衆浴場及び旅館共通）

（1）衛生措置

- ・浴槽、循環配管及びろ過装置等におけるレジオネラ属菌の増殖及びバイオフィルムの形成を抑制するために、循環式浴槽に湯水があるときは、ろ過装置及び消毒装置を常に作動させることとした。

（2）水質基準項目

- ・浴槽水の消毒を結合塩素のモノクロラミンにより行う場合の、浴槽

水中の残留塩素濃度について、規定を追加した。

- ・浴槽水の消毒を塩素系消毒剤で行う場合の、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について、従来の「0.2~0.4mg/L以上」から「0.4mg/L以上」に変更した。
- ・原水及び浴槽水中の有機物の指標として、従来の過マンガン酸カリウム消費量に加え、新たな選択肢として全有機炭素（TOC）により確認する場合の基準を追加した。
- ・原水の水質基準として、「大腸菌群」が検出されないこととしていたものを「大腸菌」が検出されないことに変更した。

(3) その他

- ・用語の定義の追加、文言の整理等を行った。

3 水質等に関する基準の検査方法は次表のとおりとする。

(1) 原水の水質の検査方法

色度	「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する方法	
濁度	同上	
水素イオン濃度指数（pH値）	同上	
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
	全有機炭素量	「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する方法
大腸菌	同上	
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法（※）	

(2) 浴槽水の水質の検査方法

濁度	原水の水質の検査方法と同じ
有機物等	原水の水質の検査方法と同じ
大腸菌群	「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	原水の水質の検査方法と同じ

(※) レジオネラ属菌の具体的な検査方法については、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」（令和元年9月19日薬生衛発

0919 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知) を参照すること。

4 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

5 県公報 URL

<https://www.pref.okayama.jp/site/534/>